

八重児第678号
令和3年8月25日

認可保育園・認可外保育園・放課後児童クラブ
利用保護者様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公印省略)

同居の親族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や濃厚接触者に特定等された場合の保育所等の利用及び登園自粛要請(限定保育)の延長について

コロナ禍の中、各ご家庭の厳しい状況にも関わらず、本町の保育行政へのご理解・ご協力、これまでの感染拡大防止対応等にもご尽力いただき感謝申し上げます。

八重瀬町内の保育所等の施設においても感染及び濃厚接触者特定が日々発生し、厳しい状況が続いており、令和3年8月16日付け八重児637号により通知しておりました「登園自粛要請(限定保育)」につきまして、現状の感染状況を踏まえ、同通知の期間を延長いたします。

保育所等での感染拡大防止のため、以下の点について、ご協力をお願いします。

【登園自粛要請(限定保育)の期間延長】

- ・令和3年8月17日(火)～令和3年9月12日(日)
(期間中に保育が必要な場合は、別添の保育申出書の提出を施設へお願いします。)

【同居の親族等に感染者が生じた場合の施設利用】

- ・園児、児童の本人が濃厚接触者特定や濃厚接触者疑い(同居家族等の感染が判明している場合で保健所からの連絡が来ない期間)の場合は、ご利用はできません。
- ・園児、児童の本人が保健所から自宅待機(健康観察)期間の指示がある場合は、その期間のご利用はできません。

【同居の親族等に濃厚接触者特定があった場合の施設利用】

- ・同居親族等のPCR検査結果が陰性と分かった場合は、利用可とはなりますが、ご家庭でお子様を保育することができる状態の場合は、家庭保育の協力をお願い致します。

【その他のお願い】

- ・園児、児童の毎日の健康観察の確実な実施(登園する前の検温)。
- ・園児、児童及びその家族等の近親者が風邪症状などによる体調不良時は確実に登園を控える。(目安37.5℃:個人の平熱を十分に配慮)
- ・園児及びその家族で新型コロナウイルス感染症の感染情報や濃厚接触者情報等がある場合は、園への報告を徹底する。

【保育園保育料及び放課後児童クラブ保育料】

- ・保育料等の減免を後日実施(日割り減免)します。

※本通知は令和3年8月25日時点のものとなり今後変更になる場合がございます。

八重瀬町民生部児童家庭課 子育て支援班
TEL:098-998-7163